

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

令和8年度児童虐待防止広報啓発等企画運営委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

3 履行場所

横浜市こども青少年局こども福祉保健部こどもの権利擁護課

(横浜市中区本町6丁目50番地の10)

4 目的

横浜市では、児童虐待の相談対応件数が高い水準で推移しており、社会状況に即した更なる児童虐待防止の推進が求められている。こどもへの体罰禁止が法定化され、体罰を容認しないと考える人の割合は増えつつあるが、児童虐待の相談対応件数は高止まりの状況にあるため、児童虐待防止や体罰等によらない子育ての推進が求められている。

そこで、幅広い年代に対して啓発を展開し、児童虐待防止や体罰等によらない子育てについて、正しい知識や相談先の周知を行う。

5 業務内容

(1) 年間スケジュールの作成

本業務について遅滞なく確実な実施を図るため、本委託契約内容について、年間スケジュールを作成すること。なお、スケジュールでは進捗管理を行えるよう、作業タスクごとの役割分担（委託者、受託者など）も明示するなどわかりやすくすること。また、委託者側の確認・調整期間なども考慮した余裕を持ったスケジュールとなるよう配慮すること。

(2) 「令和8年度児童虐待防止啓発広報啓発事業」の企画・運営

「令和7年度児童虐待防止広報啓発実施内容（別紙1）」及び「児童虐待防止広報啓発リーフレット・動画一覧（別紙2）」を踏まえて、「令和8年度児童虐待防止広報啓発事業」の内容を企画し、効果的な広報・啓発手法を提案すること。また、企画内容には以下を必ず含めること。

ア 児童虐待防止や体罰等によらない子育ての推進について、児童福祉に関心の薄い方にも浸透する広報・啓発を実施すること

イ 広報を行う際には、当課で作成した既存の啓発動画を活用すること。「児童虐待防止広報啓発リーフレット・動画一覧（別紙2）」を参照。

- ウ Instagram や Facebook 等の SNS 広告を活用し、対象者に伝わる効果的な広報・啓発を実施すること。
- エ 公共交通機関や商業施設等の広告を活用し、幅広い対象者に伝わる効果的な広報・啓発を実施すること。
- オ 「児童虐待防止広報啓発リーフレット・動画一覧（別紙２）」記載のリーフレット等の印刷、配付を実施すること（デザイン・構成修正含む）。
- カ 横浜市子ども虐待防止キャラクター「キャッピー」を活用した啓発グッズを作成すること。
- キ その他の企画においても、「キャッピー」を活用した広報を行うこと。
- ク その他、あらゆる手法による企画を提案できるが、目標設定や効果検証が具体的に提示された企画とすること。

6 成果物及び提出期限

成果物は次のとおりとし、各納品期限までに提出すること。

紙面は1部、電子データは原則 Microsoft Office のいずれかの形式で作成されたものであり、再加工できるものとする。なお、いずれのデータ形式を選択するかは提案することとし、委託契約締結後双方で確認し、変更できるものとする。

成果物	提出形式	納品期限
(1) 各回の打ち合わせの議事概要	電子データ	打ち合わせ後 5 営業日以内
(2) 業務スケジュール	電子データ	契約締結後 2 週間以内
(3) 実施報告書	紙面及び電子データ	令和 9 年 3 月 31 日（水）
(4) 事業実施に伴う制作物等	紙面及び電子データ	令和 9 年 3 月 31 日（水）までの間で適宜指示する

7 その他

- (1) 打ち合わせ・協議等は本業務の進捗に合わせて随時行う。

また、打ち合わせの都度、議事概要を作成し、打ち合わせ後 5 営業日以内に電子データで提出すること。業務の進捗確認打ち合わせを月 1 回の頻度で行う。業務の進捗確認打ち合わせは、両者協議の上、対面もしくはオンライン等の活用により行う。ただし、業務繁忙期においてはこの限りではなく、実施頻度及び形式を委託者と受託者双方で協議の上決定する。

- (2) 受託者の体制については、契約締結後速やかに提示すること。

ただし、プロジェクト管理者（プロジェクト全体を統括するとともに、全てにおいて責任を持つ者）については、基本的に委託期間中は同一人物が継続した対応を行うこととする。また、業務要件整理ができる人材や品質管理体制等にも配慮した体制で臨むこととする。なお、病気等、不測の事態により当該者が本業務を遂行できない状況が生じた場合は、当該者と同等の能力及び資格を有する人員を配置すること。

- (3) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上、決定するものとする。
- (4) 成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として横浜市に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、横浜市の承諾を必要とする。
- (5) 受託者は、本業務において知った情報を他に漏らしてはならない。
- (6) 受託者はこの仕様書に定める事項または定めのない事項について疑義が生じた場合は、横浜市契約規則、委託契約約款に定めるほか、委託者と協議のうえ実施すること。

【別紙1】令和7年度 児童虐待防止広報・啓発一覧

	実施期間・日	内容
1	通年	毎月5日に市営地下鉄ブルーライン車内のLCD広告を掲載
2	通年	毎月5日にケンタッキーフライドチキンの各店舗にて啓発リーフレットを配布
3	通年	令和7年度 子育てガイドブック「どれどれ」への虐待防止記事掲載
4	通年	「かながわ子ども家庭110番相談LINE」のLINE広告を実施
5	通年	「かながわ子ども家庭110番相談LINE」のInstagram広告を実施
6	9月～12月	地域情報誌ARIFT・リビング新聞で「こどもの権利を守ろう」に関するコラムを掲載（各月1回）
7	9月～1月	Meta広告で「体罰等によらない子育て」「予期しない妊娠」「子育ての悩みに関する相談先」に関する広告を配信
8	10月19日	オレンジリボンたすきリレーのゴール会場で児童虐待に関する広報啓発を実施
9	10月30日	横浜市公式X・LINEで「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」について発信
10	11月1日～30日	みなとみらい線ホームドアサイネージで「体罰等によらない子育て」に関する広告を掲載
11	11月1日～3日	横浜美術館・横浜開港記念会館・日産スタジアムで児童虐待防止オレンジライトアップを実施
12	11月3日～16日	横浜市庁舎で児童虐待防止オレンジライトアップを実施
13	11月3日～10日	よこはまコスモワールド大観覧車「コスモクロック21」で児童虐待防止オレンジライトアップを実施
14	11月3日	神奈川県内自治体で合同オレンジライトアップを実施
15	11月26日	「こども虐待防止市民サポーター講座 基礎編」を実施
16	12月1日	横浜市公式YouTubeで市民向け動画「親子心中は最も深刻な児童虐待です」を配信
17	12月24日	「こども虐待防止市民サポーター講座 応用編」を実施

【別紙2】児童虐待防止広報啓発リーフレット・動画一覧

①児童虐待防止広報啓発リーフレット等一覧

	リーフレット等名	サイズ・仕様等	令和7年度 発行予定数	発行予定時期	デザイン修正等	配付予定場所
1	2027 キャッピーカレンダー	A 5 2ページ フルカラー	10,000 枚	9月	文字修正あり	こども青少年局 こどもの権利擁護課、18区役所 及び4児童相談所、市内医療機関等の指定場所 ※1
2	子どもの権利を守ろう！STOP！ 子ども虐待（条例リーフレット）	A 4 4ページ フルカラー	5,000 枚	9月	文字修正あり	
3	赤ちゃんが泣いたとき	A 4 2ページ フルカラー	25,000 枚	年内	文字修正あり	
4	めざせ ほめ上手	A 5 4ページ フルカラー	5,000 枚	年内	文字修正あり	
5	そうだんするキミはすごいよ	A 5 2ページ フルカラー	5,000 枚	年内	文字修正あり	
6	子育てに悩んでいませんか	A 5 4ページ フルカラー	27,000 枚	年内	文字修正あり	
7	あっ！！あぶない	A 4 2ページ フルカラー	3,000 枚	年内	文字修正あり	
8	予期しない妊娠支援者向けチラシ	A 4 2ページ フルカラー	5,000 枚	年内	文字修正あり	
9	オレンジリボン	布製	30,000 個	9月	なし	
10	虐待相談 LINE 広報用カード	91mm×55mm フルカラー	350,000 枚	10月下旬	デザイン・構成・文字修正あり	市内全小中高特別支援学校※2 こども青少年局 こどもの権利擁護課

※発行予定数及び配付予定時期は目安です。

※1：配付予定場所は発行物ごとに異なるため、後日指定。

※2：納品先はこども青少年局こどもの権利擁護課、投函は市役所内学校ポストを活用。

※3：校正は、文字修正については2回以上、新規デザインについては3回以上実施すること。

②動画一覧

	内容	URL
1	こども向け「あなたの権利を守るために」	https://www.youtube.com/watch?v=iFXtKB3Ot7Y
2	養育者向け「子育てに悩むあなたへ」	https://www.youtube.com/watch?v=z9l4tMM0z54
3	市民向け「体罰等によらない子育てを広げよう」	https://www.youtube.com/watch?v=uGU1-u6Q8rs
4	中・高生向け「ほんとうはちがう」	https://www.youtube.com/watch?v=IA8Get-dVfE
5	予期しない妊娠に関する動画「想像しよう。その先を」	https://www.youtube.com/watch?v=LjUHGSbmQSc
6	市民向け「親子心中は最も深刻な児童虐待です」	https://www.youtube.com/watch?v=YGIJ6PX-4I